

【建設業】労働災害防止に向けた取組強化 自主点検表

点検日： 月 日、点検者：

元請事業場名			
工事名称(所在地)			
工事概要等	(土木・建築・その他)	請負金額：	
		工事期間：	~
現在の作業内容 進捗率(%)	(%)	災害発生状況	(件)

下記に示した各項目の対策は十分ですか？ にレを付けて確認するとともに、

死亡災害の撲滅に向けて取組を強化しましょう。

また、未実施である項目は、速やかに、改善を図りましょう。



- 1 現場所長自らが「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行っているか。
また、朝礼時などにおける宣言や現場内の掲示(関係者への共有)を行っているか。

- 2 安全衛生管理活動の活性化が図られているか。

安全衛生基本方針、安全衛生の目標、工程・工期毎の重点項目を明確にした計画の策定

安全衛生管理体制の整備と職制上の役割の明確化

作業計画の作成と計画段階におけるリスクアセスメントの実施

労働災害防止に係る協議会の設置と的確な開催（少なくとも毎月1回以上）

関係請負人に対する的確な連絡・調整の実施及び法令遵守の指導

職長、作業主任者、作業指揮者の選任及び職務遂行状況の確認

作業場所の職場巡視の励行と的確な改善指示（少なくとも毎作業日1回以上）

見える化（危険箇所の注意喚起や絵表示による視覚化）の促進

持ち込み機械・設備の点検の実施状況と作業従事者に対する有資格の確認

建設重機等による安全作業の徹底（転倒や作業者との接触防止、用途外使用の禁止）

作業開始前における関係請負人との打ち合わせ、KY（危険予知）活動の励行

高齢労働者及び外国人労働者に対する安全衛生対策

施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（日々の朝礼、安全ミーティング、作業開始前点検、巡視、持場後片付け、終業時の確認など）の実施



- 3 墜落防止対策の徹底が図られているか。

高所における有効な作業床の確保と端部からの墜落防止措置（手すりの設置等）
開口部における的確な覆いと立入禁止表示、作業時における周囲に手すり設置などの措置
墜落制止用器具の的確な使用（特に有効な作業床の確保が困難な鉄骨組立作業や足場の組立・解体作業時などにおける使用の徹底）と取付設備の設置
足場における作業開始前の的確な点検と不備箇所についての即時改善
はしご、脚立等の適切な用具の選定と適正な使用（安全で有効な昇降設備の設置等）

4 新規入場者等に対する安全衛生教育は徹底しているか。

安全衛生管理計画や災害防止目標と重点事項、現場における安全ルールの周知
作業内容に応じた教育（作業の特性に応じた保護具の使用や作業手順遵守の徹底、就業制限の確認と特別教育の実施など）の的確な実施
安全衛生意識の向上（危険意識の低下に対する危険体験トレーニング等の実施、作業の慣れによる作業手順の省略や不安全行動などの禁止）
混在作業場所における作業相互の連携、労働災害防止対策
関係請負人に対する入場前事前教育の実施状況の確認と教育資料の提供
作業禁止基準及び災害発生時における対応と退避の方法、緊急連絡体制の周知



【点検結果と今後の対応（取組強化）】

< 参考となる関係通達 >

- ・平成 7 年 4 月 21 日付け基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針について」
- ・平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」